



# かのや衛自連だより

発行：鹿屋市衛生自治団体連合会  
事務局：鹿屋市生活環境課  
電話：0994-31-1115  
発行日：2026.3.18

「令和8年度 ごみ分別収集カレンダー」は  
3月18日から市広報誌とあわせて配布します。  
(広報誌の中に挟んで配布されることもありますので、ご確認ください。)



見  
本

- ✓ 3月下旬までにお手元に届かない場合は、お住まいの町内会又は鹿屋市生活環境課へお問合せください。
- ✓ 市役所本庁や、各総合支所、各出張所、各学習センター等でも3月下旬から受け取ることができます。
- ✓ 鹿屋市のホームページからも確認することができます。また、スマートフォンアプリ「かのやライフ」や鹿屋市のLINE公式アカウントでも確認することができます。



デザイン・内容等は  
変更になる場合があります。

鹿屋市公式ライン二次元コード

ラインの機能紹介

春の転入・転出等の時期に併せて  
「ごみ分別相談コーナー」 を開設します。



| 開設日                    | 開設時間       | 開設場所              |
|------------------------|------------|-------------------|
| 3月30日(月)～4月3日(金)の平日5日間 | 8:30～17:15 | 市役所本庁舎1階<br>総合案内前 |

鹿屋市のごみ分別方法や「ごみの出し方」について、説明を行います。  
また、ごみ分別一覧表やごみ分別収集カレンダーなども配布します。

## 令和8年度狂犬病予防注射を受けさせましょう



- 狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の子犬を登録し、毎年1回(4月～6月)の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。
- 犬の登録や狂犬病予防注射を行わないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。
- 狂犬病の発生と蔓延防止のため、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

令和8年度春の狂犬病予防集合注射の通知は、4月中旬に発送します。

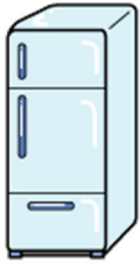
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 回 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 覧 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

裏面もご覧ください。

# 家電リサイクル法

## ◎家電リサイクル法とは

資源の有効利用を目的に、使われなくなった家電製品を適切に処理するための法律です。



冷蔵庫

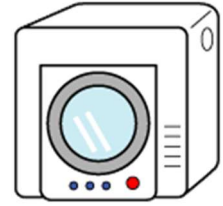
### 家電リサイクル対象品



テレビ



エアコン



洗濯機・乾燥機

処分法①・家電を買ったお店か買い替えるときに、リサイクル料金とお店の収集運搬料金を支払う。

処分法②・家電回収協力店に引き取りを依頼する。

|                 |              |                      |
|-----------------|--------------|----------------------|
| ケースデンキ 鹿屋店      | 0994-40-0120 | 鹿屋市旭原町 3591 番 16     |
| ヤマダ電機 テックランド鹿屋店 | 0994-42-7231 | 鹿屋市札元 2 丁目 3656 番地 1 |
| 有限会社 マルジン       | 0994-43-0110 | 鹿屋市大浦町 13451 番地 1    |

処分法③・廃棄する家電品のメーカーを調べた上、郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券を受け取る。リサイクル券をそえて、以下の取引場所に持ち込む。

|             |              |                  |
|-------------|--------------|------------------|
| 持増産業（株）     | 0994-45-2690 | 鹿屋市上高隈町 470      |
| 久留米運送（株）鹿屋店 | 0994-52-2891 | 鹿屋市永野田町 750 - 17 |

リサイクル料金は、各メーカーによって異なります。詳細は家電リサイクル券センターでご確認ください。

|              |              |                  |
|--------------|--------------|------------------|
| 家電リサイクル券センター | 0120-319-640 | 03-5249-3455（有料） |
|--------------|--------------|------------------|

## 家庭ごみの処分に「無許可の回収業者」を利用しないでください

近年、無許可の業者による「廃棄物を無料で回収」としながら、実際には高額な料金を請求するといったトラブルが発生する事例が全国で報告されています。また、廃棄物が不法投棄されるなど不適正な処理が発生する恐れもあります。

自宅の片付けや引っ越しなどで出たごみの収集運搬を民間業者に依頼する場合「一般廃棄物収集運搬業」の許可を持つ業者に依頼する必要がありますので、ごみ分別一覧表や、鹿屋市のホームページに記載されている許可業者をご利用するなど、不用品は適切に処分してください。

## 生活環境課の出前講座のご案内

生活環境課では、3つの出前講座を行っています。町内会、高齢者学級、少人数のグループでも構いませんので、お気軽にお申し込みください。

詳しくは、市役所5階 生活環境課 電話 0994-31-1115 までお問合せください。

### ●ごみ減量とリサイクルについて

ごみの分別・排出について、リサイクルに関すること

### ●“かんきょう”にやさしい暮らしについて

鹿屋市の水環境について、ウミガメについて

### ●地球温暖化について

地球温暖化・省エネについて



[iPhone]



[Android]



### かのやライフ用二次元コード

（衛自連だよりはスマートフォンアプリ「かのやライフ」や、鹿屋市のホームページからも確認することができます。）

鹿屋市からの広報 ⇒

回覧文書（市HPへ） ⇒

回覧文書PDF